

「高山市耐震改修促進計画」の見直し案（骨子）

1. 計画の位置付け

- ・市内の住宅及び特定建築物の耐震性能を向上させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とし策定するもの
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定（任意計画）

2. 見直しの理由

岐阜県耐震改修促進計画との整合を図る。

3. 計画期間

平成29年度～平成36年度（8年間）

4. 見直しのポイント（別紙参照）

- ・耐震診断義務化建築物の指定
- ・「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定
- ・想定される地震の予測情報、住宅の耐震化状況、特定建築物の耐震化状況、市有施設の耐震化の状況等の更新
- ・耐震化率の目標値の見直し

5. 今後の予定

関係団体との協議や住民説明会の開催、パブリックコメント等を踏まえ、平成29年3月までに計画変更及び公表

高山市耐震改修促進計画の概要

計画の概要

1. 計画の趣旨

市内の住宅及び特定建築物の耐震性能を向上させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とし策定するもの

2. 計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づく「岐阜県耐震改修促進計画」に基づき「高山市耐震改修促進計画」を策定（任意計画）

3. 計画期間

平成 29 年度～平成 36 年度（8 年間）

耐震化の目標

1. 住宅の耐震化の目標

耐震化率の目標を平成 36 年度までに 95%とする

(1) 耐震化率の目標

	現況(H28)	中間目標(H31)	目標(H36)
住宅総数	31.5 千戸	31.5 千戸	31.5 千戸
耐震性あり	20.5 千戸	25.2 千戸	30.0 千戸
耐震化率	65%	80%	95%

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 課題

- ・耐震改修にかかる工事費用は高額で自費負担額が大きい
- ・第八次総合計画中間目標として平成 31 年までに住宅の耐震化率を 80%以上とするためには、市内の建築物約 5 千棟の耐震化が必要である
- ・耐震化の促進のため、戸別訪問等により啓発を行う必要がある

(2) 方針と施策

【建築物の耐震化に係る基本的な方針】

《新規》

○耐震診断義務化建築物の指定

- ・岐阜県により指定された防災拠点施設について、耐震診断を義務化
- ・緊急輸送道路のうち国道 4 1 号線を耐震診断義務化路線に指定し、倒壊した際に道路をふさぐ恐れのある沿道の建築物について耐震診断を義務化
- ・関係機関と連携を図り、新たな防災拠点施設、緊急輸送道路の指定による耐震診断の義務化に向けた検討

《継続》

- 耐震化を促進するための支援の在り方の見直し

【建築物の耐震化を促進する施策】

《新規》

○「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」の策定

- ・防火地域及び準防火地域を「緊急に耐震化の促進を図る区域」として指定し、区域内において戸別訪問を実施

《継続》

○耐震化が進む環境の整備

- ・既存の制度の拡充や新たな補助制度の創設
- ・建築関係団体・町内会等との連携や、出前講座の実施
- ・伝統構法木造建築物の耐震化への取り組み

○啓発及び知識の普及

- ・専門家との相談体制の整備と情報提供の充実
- ・緊急輸送道路沿道の建築物所有者への意識啓発

○地震時の建築物の総合的な安全対策

- ・防災拠点施設の耐震性の確保やバックアップ機能の充実について、施設所有者への普及啓発

耐震改修促進計画の構成

1. 耐震改修促進計画について

- 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ
- 岐阜県震災対策検証委員会の提言

2. 想定される地震の規模、想定される被害状況

- 想定される地震の規模
- 人的被害・建物被害の想定

3. 建築物の耐震化に係る目標

- 住宅、特定建築物の耐震化の現状
- 建築物の耐震化の目標
- 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標
 - ・市有施設、その他公共施設における耐震化

4. 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

- 耐震化の課題
- 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務
 - ・市民・事業者（建築物所有者）の役割と市・県の役割
- 実施する事業の方針
 - ・事業の考え方と実施する事業
- 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方
 - ・重点的に耐震化を図る地域及び地震発生時に通行を確保すべき道路
 - ・重点的に耐震化を図る建築物
- 《新規》 ・より重点的に耐震化を図る建築物（防災拠点・緊急輸送道路沿道建築物）
- 空家への対応
- 「命」を守るための取組みの推進

5. 建築物の耐震化を促進する施策

- 安心して耐震化が行える環境整備
 - ・高山市建築物耐震対策事業
 - ・町内会等との連携
 - ・伝統構法木造建築物の耐震化への取り組み
- 耐震化に関する啓発及び知識の普及
 - ・相談体制の整備
 - ・情報提供の充実
- 地震時の建築物の総合的な安全対策
 - ・地震時の建築物の総合的な安全対策
 - ・地震に伴う宅地被害の軽減対策

《新規》 ○住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

- ・緊急耐震重点区域の指定
- ・各戸訪問の実施
- ・実績の公表

6. 指導・勧告又は命令等に関する事項

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等
 - ・要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）
 - ・特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）
 - ・既存耐震不適格建築物（法第16条該当）
- 所管行政庁との連携

7. 建築物の耐震化の推進に関する事項

- 計画の推進体制